

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 6 1 号	
件 名	市役所本庁舎に新潟県交通災害共済の加入申込み受付窓口を開設するよう求めることについて	
要 旨	<p>新潟県交通災害共済の加入申込みを、新潟市役所本庁舎ではできません。共済の管理者は新潟県市町村総合事務組合です。新潟市役所本庁は事務組合に現金取扱員の指定申請をしていません。指定申請していない県内の市町村は新潟市だけです。この制度が開始されたのは昭和 43 年からですが、新潟市は指定申請していないため、事務組合から現金取扱員の指定を受けていません。したがって、この制度を統括する市民生活課は、加入申込みの受付ができません。</p> <p>また、第四北越銀行の出張所は加入申込み受付窓口になっていますが、銀行が閉まっている時間帯は加入申込みを受付できる窓口はありません。</p> <p>他市では、銀行が受付しない時間において総合窓口にいる職員が担当職員に連絡し、担当職員が総合窓口へ赴き加入申込みの受付をしています。また、休日においても総合窓口で加入申込みの受付をしている市町村もあります。</p> <p>加入申込みのテレビ放映では、市役所となっていますが、パンフレットには新潟市と記載されています。新潟市との記載は新潟市役所と受け取る人もいます。</p> <p>以上のことから、次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>	
付 託 年月日 委員会	令和 6 年 3 月 11 日	第 1 項 }) } 第 4 項 } 市民厚生常任委員会
受 理	令和 6 年 2 月 26 日	第 763 号

	<p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none">1 市民生活課で加入申込み受付ができるように、現金取扱員の指定を受けること。2 総合案内の警備員に銀行の出張所でも、加入申込みができることを教示しておくこと。3 パンフレットには新潟市と記載されているが、市役所本庁舎では受付しないことを記載すること。4 市役所本庁舎に金融機関の出張所でも受付する旨の表示をすること。
--	--